

わたしたちは、多数の離婚問題を解決してきた実績があります。



どうすればいいの？
とお悩みの皆様へ

別居したら
生活費はどうしよう？

慰謝料は
いくら
請求できる？



離婚をしたいけれど、
離婚したら
どうなるのだろうか？

親権をとることは
できないのかな？

弁護士に
相談した方が
いいのかな？



離婚は、これまでのご家族を清算するという面があります。

お子様の親権をどうすれば良いのか、財産関係をどのように清算すれば良いのか、お悩みやご負担はとても重いと思います。

一方で、離婚は、新たな人生の再スタートでもあります。

私たちは、離婚問題を適切に解決することで、お互いがより良い人生へと再スタートできる場面であると考えています。

あなたの人生の再スタートを、離婚問題のプロである私たちがサポートします。

詳しくは以下のサイトをご参照ください。

離婚問題サイト ▶ <http://rikon.nagasesogo.com>

一人で悩まず、まずは
お気軽にご相談ください。

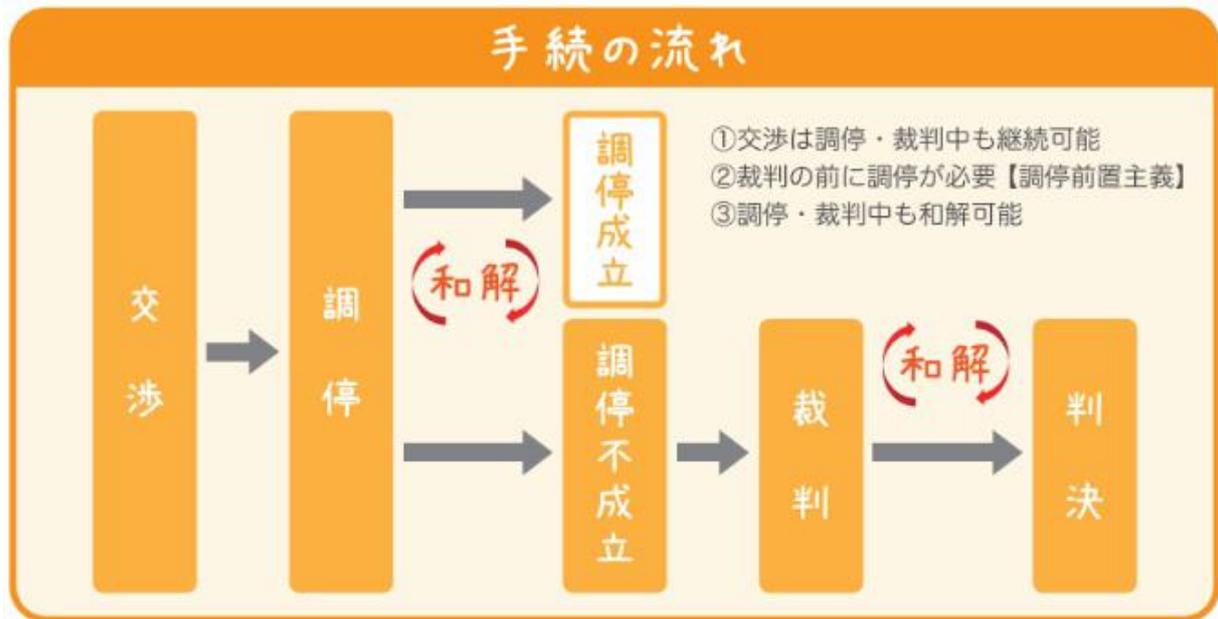


● 離婚手続きの流れ

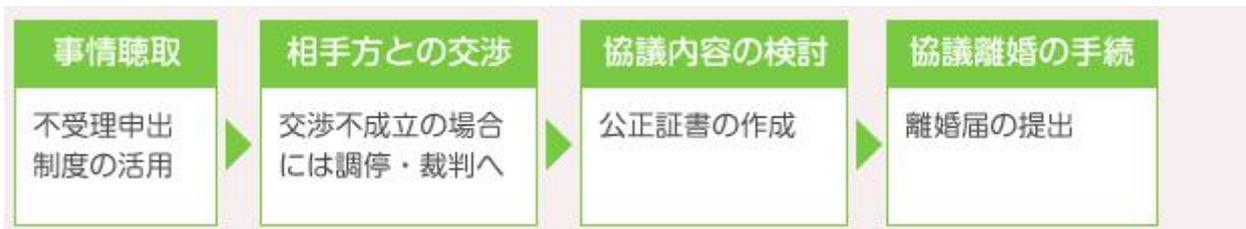
流れを理解して、
不安を解消しよう!



離婚は、一般に①協議離婚、②調停離婚、③裁判離婚の流れで進んでいくことになります。



① 協議離婚



1. 協議内容

離婚する場合、協議すべき事項は以下の点です。

- | | |
|------------|--------|
| ①親権者の指定 | ⑤財産分与 |
| ②監護についての指定 | ⑥慰謝料 |
| ③養育費 | ⑦履行の確保 |
| ④面接交渉 | ⑧復氏 |

2. 協議離婚の手続

協議離婚の届出は「当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で、又はこれらの者からの口頭で、しなければならない」とされていますが、実際には、離婚届の大半は書面で行われています。

市区町村役場窓口に備え付けられている離婚届用紙に記入し、当事者が署名捺印して役場に提出すれば完了します。

届出にあたっては、当事者双方が揃う必要はなく、当事者一方の提出でも、郵送での提出でも構わないとされています。

3. 不受理申出制度

離婚届の審査は形式審査です。

したがって、たとえ偽造された離婚届でも、形式さえ整っていれば受理されてしまいます。

そうすると、ご本人の知らないところで、相手方が無断で離婚届を出してしまうということが想定されます。そこで、離婚を希望しない者から、あらかじめ離婚届を受理させないための、不受理申出制度が設けられました。

なお、この不受理申出制度は、これまでは不受理の期間が6ヶ月以内に限定されていましたが、戸籍法が改正され、平成20年5月1日からは不受理期間が撤廃され、本人からの取下が無い限り不受理期間が続くことになりました。

② 調停離婚



1. 調停の成立

調停手続で当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときには、調停が成立したのものとして、同調書の記載は確定判決と同一の効力があります。

2. 調停の不成立

調停の不成立とは、調停委員会が、当事者間に合意が成立する見込みがない場合、または成立した合意が相当でないと認める場合において、家庭裁判所が家事審判法24条1項の審判をしないときに、調停が成立しないものとして、事件を終了させることを言います。調停の不成立に対しては、不服申立手段はありません。調停手続での協議を望む場合には、

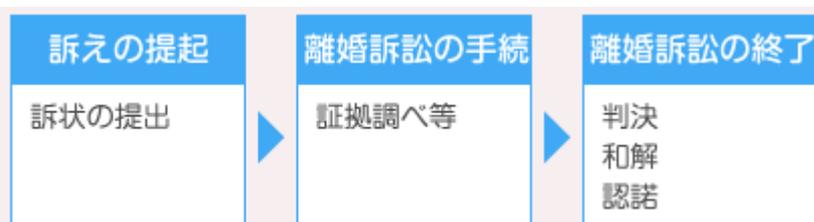
- ① 次回期日を指定してもらうよう調停委員にお願いするか、
- ② 調停不成立後に再度自ら調停を申し立てることになります。

3. 調停の取下

調停係属中であれば、申立人はいつでも申立を取り下げることができます。

一度調停を取り下げても、再度調停を申し立てることは制限されていません。

③ 裁判離婚



● 離婚の料金

離婚の各種パッケージプランを掲載しています。ご自身にあったプランをお選びください。

詳しくは 離婚サイトの下記ページをご覧ください。

離婚の流れ ▶ <http://rikon.nagasesogo.com/flow/>

弁護士費用 ▶ <http://rikon.nagasesogo.com/fee/>